

Ⅱ．審査会によるモニタリング

II. 審査会によるモニタリング

1. 制度の概要及び実施状況

(1) 審査会の法的位置付け

審査会は、法第 35 条第 1 項及び金融庁設置法第 6 条第 2 項に基づき、平成 16 年 4 月に金融庁に設置された合議制の行政機関であり、会長及び 9 人以内の委員¹により構成される（任期 3 年）。委員は非常勤であるが、委員のうち 1 人を常勤とすることができる。

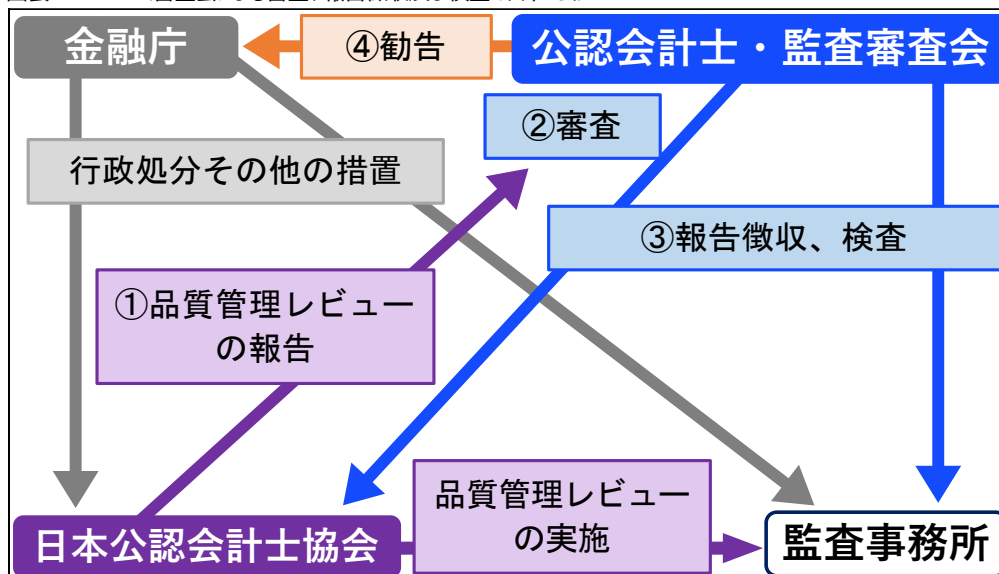
審査会は、協会の品質管理レビューに関する報告の受理・審査や、協会及び監査事務所等に対する報告徴収及び検査を行う。検査等の結果、必要があると認めるときは、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を求める勧告を行う。

(2) 審査会による審査、報告徴収及び検査の概要

図表Ⅱ-1-1 は、審査会による審査、報告徴収及び検査と、協会の品質管理レビュー、金融庁による行政処分等の関係を示している。

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け（①）、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し（②）、必要があると認めるときは、協会や監査事務所等に対して報告徴収や検査を実施している（③）。検査等の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する（④）。

図表Ⅱ-1-1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



¹ 公認会計士に関する事項について理解及び識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命される。

（３）協会による品質管理レビューの報告

協会は、法第 43 条に基づき設立された、日本における公認会計士の団体である。協会は、会員たる公認会計士及び監査法人の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督、公認会計士及び特定社員の登録並びに上場会社等監査人登録制度の運用（登録の可否及び登録の取消しに係る審査、上場会社等監査人名簿への登録等）を行っている。

品質管理レビューとは、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、協会において運用されている制度である。具体的には、監査事務所が行う監査業務の運営の状況を協会が調査し、その結果を監査事務所に報告し、必要に応じて改善勧告や改善状況の確認を行うものである²。

品質管理レビューは、平成 11 年度に協会が自主規制として運用を開始したものであるが、平成 15 年の法改正により、協会が監査事務所の監査又は証明の業務の運営状況を調査すること及びその調査結果を審査会に報告することが義務化された。

協会は、審査会に対して、定期的な報告として月次報告書及び年次報告書を提出しているほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行っている。具体的な報告内容としては、以下のようなものがある。

- ・ 品質管理レビューの実施計画
- ・ 同レビューにおいて発見された不備の内容やそれに係る監査事務所の見解
- ・ 同レビュー結果に基づき協会が監査事務所に交付した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」
- ・ 同レビュー結果に基づく措置（注意、厳重注意及び監査業務の辞退勧告）の内容
- ・ 監査事務所が作成し協会に提出した「品質管理レビューに係る改善計画書」

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況について、その整備状況の評価に加え、その運用状況をサンプル調査の方法によって確かめている。具体的には、監査事務所の定めた品質管理のシステム（個別業務における品質管理の手続を含む、監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）が品質管理の基準³に適合して適切かつ十分に整備されているか、その品質管理のシステムが有効に運用されているかという観点から確認を行っている。

また、国際的な品質管理基準の改訂を踏まえ、国内の品質管理基準、品質管理基準報告書等が改正された。これにより、協会は、監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクに対処するための対応といった監査事務所が行うリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備及び運用状況を確認することとなった。

² 品質管理レビューの詳細は、協会ウェブサイト及び品質管理委員会年次報告書が参考となる。

³ 公認会計士法等の諸法令、監査基準、監査における不正リスク対応基準、監査に関する品質管理基準及び協会の会則・規則等のうちの監査の品質管理に係る規定を指す。

また、品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として実施する通常レビュー、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として実施する特別レビュー及び上場会社等監査人登録制度（令和4年5月の公認会計士法改正により、法律上の登録制として導入された制度。令和5年4月施行）における上場会社等監査人名簿への登録申請者等に対して実施する「登録の審査のためのレビュー」がある。協会は、上場会社等監査人登録制度の導入にともない、品質管理レビューにおいて、登録上場会社等監査人及び登録申請者について、「適格性の確認」を行うこととなった。また、品質管理レビューの実施過程において、登録上場会社等監査人が公認会計士法施行規則に定めのある体制整備の義務を果たしているかを確認する。同施行規則が定める業務の品質の管理の状況等の評価結果等を公表する体制等に関して、公表がなされていない場合や公表されている事項が実態と著しく乖離しているような場合には、協会は登録の取消を検討する。品質管理レビューの結果、監査事務所の品質管理のシステムに極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、辞退勧告措置が講じられた場合、登録の取消の審査の対象になる。

協会は、品質管理レビューの体制の強化として、令和5年度からの3か年において、レビューアーの増員を計画するとともに、人材育成プログラム等を通じて、監査事務所の情報開示体制を含む業務管理体制の確認に必要なレビューアーの資質の向上、知識の研鑽を図り、レビューアーのキャリアプランを策定して人材の確保・育成に努めるとしている。

令和6年度においては、レビューアーの総人数は43人（令和6年10月1日時点）となっており、56の監査事務所に対して通常レビュー及び21の監査事務所に対して「登録の審査のためのレビュー」を実施している。

（４）審査

① 概要

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。具体的には、品質管理レビューの実施内容や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果や監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、検査及び報告徴収の必要性等を検討しているほか、品質管理レビューの実効性等に関して協会との意見交換等を実施している。なお、審査においては、金融庁関係部局等の関係機関から得た情報も活用している。

② 実施状況及び審査結果

令和6事務年度においては、協会が令和6年度に実施した品質管理レビューのうち、5月末までに審査会へ提出された品質管理レビューの結果に基づきに対する審査を実施した。審査結果の概要は、以下のとおりである。

ア 令和6年度品質管理レビューの状況

令和6年度品質管理レビュー（通常レビュー）の実施状況及び結論の状況は、以下のとおりである。品質管理レビュー実施先 52 事務所の状況は、重要な不備事項のない実施結果 45 事務所、重要な不備事項のある実施結果 6 事務所、極めて重要な不備事項のある実施結果 1 事務所であった。（図表Ⅱ-1-2）。

図表Ⅱ-1-2 <令和6年度品質管理レビューの状況（単位：事務所数）>

区分	実施先	実施結果の状況			改善勧告事項の有無	
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	有	無
監査法人	41	37	4	0	39	2
共同事務所	1	1	0	0	1	0
個人事務所	10	7	2	1	11	0
合計	52	45	6	1	50	2

（注1）重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注2）極めて重要な不備事項のある実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（注3）重要な不備事項のない実施結果が表明された場合であっても、改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては、改善勧告事項が通知される。

（出典）協会資料より審査会作成

令和6年度品質管理レビュー（登録の審査のためのレビュー）の実施の状況は、重要な不備事項のない実施結果 18 事務所、極めて重要な不備事項のある実施結果 2 事務所であった。

イ 令和6年度品質管理レビューに対する審査

審査においては、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、品質管理レビューが適切に行われているかに関して以下の検証及び分析を行った。

- ・ 令和6年度の品質管理レビューの方針及び改善に向けた取組の確認並びにレビュー対象監査業務の実施状況の検証
- ・ 監査事務所に対する品質管理レビューの結果として指摘した重要な不備事項又は極めて重要な不備事項の有無、品質管理レビューにおいて指摘した不備の項目・内容等の分析
- ・ 品質管理レビューにおいて指摘した不備の内容や改善指導の状況の分析及び協会が監査事務所に対して有効な改善を促しているかの検証

上記の審査の結果、令和6年度品質管理レビューの実施においては、以下が認識された。

- ・ 品質管理レビュー計画の立案時に、上場会社等監査人登録制度の導入に伴う適格性の確認の実施のために、往査日数の増加やレビューアーの増員を行ったほか、品質管理レビュー開始後も、状況の変化に応じて弾力的に品質管理レビュー計画を変更し、品質管理レビューを実施している。

- ・ 通常レビューにおいては、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の適用が進み、令和 5 年度と比較して、上場会社等の監査を行う監査事務所の品質管理関係の 1 先当たりの平均指摘項目数及び平均指摘件数が大きく減少しているほか、中小規模監査事務所の 1 監査業務当たりの平均指摘件数も大きく減少し、いずれも令和 4 年度並みの水準に落ち着いている。

上場会社等の監査について、法律上の登録制度が導入されたことに伴い、協会は、上場会社等の監査を行う監査事務所に対し、高い規律付けの一環として、品質管理レビューの監督機能の強化を図ったとしている。

令和 6 年度品質管理レビューにおいては、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の適用が進み、品質管理関係の指摘が大きく減少している。審査会としては、引き続き、品質管理レビューの実効性について確認していく。

なお、品質管理レビューでの指摘項目として、品質管理関係では、監査品質を重視する風土の醸成、追加の品質目標の設定、品質管理責任者の要件、品質管理活動の時間、情報セキュリティ、監査調書の整理及び管理・保存、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続の策定等に関する指摘が多く、個別監査業務では、会計上の見積りの監査並びに不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応に関する指摘が多い傾向にある。

（５）報告徴収

① 概要

審査会は、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施することができる。審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用して監査事務所の最新情報を収集し、監査事務所が直面している課題等を常に把握する必要がある。このような考え方や、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢（以下「業務管理態勢等」という。）の構築を促す観点から、監査事務所の規模や特性、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、監査事務所における業務管理態勢等の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、以下のとおり、報告徴収を実施している。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率性に資するため、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を報告徴収により定期的に把握し分析している。特に、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下での業務管理態勢等の整備・運用状況（デジタル技術を活用した監査手法の開発などの業務の効率化に向けた取組、人材育成や人員確保に係る取組を含む。）について情報収集を行っており、また、サイバーセキュリティ対策についても実態把握を行っている。

さらに、報告徴収により得た情報については、法人間の比較分析や横断的な問題等の

把握に活用している。

なお、大手監査法人に対しては、原則 2 年に一度の頻度で検査（通常検査）を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度実施した検査での指摘事項の改善状況を検証。詳細については「（６）検査 ②実施状況 ア 最近の実施状況」（49 ページ）を参照）を実施する。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえ、検査により実施する場合がある。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、品質管理レビューでの指摘事項に関する改善の取組、業務管理態勢等の状況などについて、情報を収集し分析を行っている。また、中小規模監査事務所においては、最高経営責任者の影響力が特に強いいため、監査品質の現状や改善の取組に関する最高経営責任者の認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施している。

ウ 中小規模監査事務所に対する報告徴収（検査結果通知後のフォローアップ）

中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促しており、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善状況をフォローしている。

エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価が「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促している（総合評価については、（７）検査結果の通知（52 ページ）を参照のこと）。

② 実施状況

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収

令和 6 事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対して、業務管理態勢等を検証するため、品質管理基準等の改訂等への対応状況、監査契約の新規受嘱・解除等に係る経緯等、デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況、サステナビリティ情報を含む非財務情報に係る保証業務への取組状況、四半期報告書制度廃止に伴う対応状況、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況を項目に含めて報告徴収を実施した。

なお、令和 6 事務年度においては、大手監査法人のうち 1 法人について、報告徴収によるフォローアップを実施し、通常検査での指摘事項に対する改善に向けた取組を確認した。

イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

令和 6 事務年度においては、主に令和 5 年度の品質管理レビュー実施先からレビュー

結果を考慮して選定した 52 の中小規模監査事務所（52 中小監査法人）に対して、品質管理レビューにおける改善勧告事項に係る事項、業務管理態勢等に係る事項、品質管理態勢に関する事項、監査業務に関する事項、改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況、改正倫理規則の遵守状況、デジタル技術を活用した監査手法等に関する事項、四半期報告書制度廃止に伴う実務上の取組・対応の状況、非財務情報に係る保証業務への取組状況、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況等の項目について報告徴収を実施した。

また、報告徴収を実施した中小規模監査事務所のうち、8 事務所（改善勧告事項の項目数が相対的に多い事務所、上場会社との監査契約の新規受嘱数が多い事務所、被監査会社の監査リスク等留意すべき点がある事務所等）について、自主的な監査品質の確保・向上を促す観点から、個別に対面又はリモートでヒアリングを実施した。なお、深度あるヒアリングを実施するため、検査官も同席して実施した。

ヒアリングにおいては、中小規模監査事務所が置かれている状況を踏まえ、適切な監査を確保する品質管理の定着を促すべく、審査会の問題意識を伝えつつ、監査事務所における品質管理レビューの結果への対応状況を含む品質管理システムの整備状況、最高経営責任者の経営方針、ガバナンス態勢の整備・運用状況、人材の採用・育成方針、監査の基準等の改正への対応状況等について重点的に聴取を行った。

ヒアリングの結果は、今後の審査、検査等における重要な参考情報として活用することとした。

ウ 中小規模監査事務所に対する報告徴収（検査結果通知後のフォローアップ）

令和 6 事務年度においては、審査会が過年度に検査結果を通知した中小規模監査事務所のうち、通知した問題点への対応状況の把握が必要とされた監査事務所はなく、検査結果通知から一定期間経過後の報告徴収は実施していない。ただし、令和 6 事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価を「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない」とした監査事務所に対しては、検査結果通知後のフォローアップを予定している。

エ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収

令和 6 事務年度においては、令和 2 事務年度、令和 4 事務年度、及び令和 5 事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関する総合評価を「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」とした 6 事務所について、引き続き改善状況の報告を受けたほか、令和 5 事務年度⁴及び令和 6 事務年度の検査の結果、監査事務所の業務運営に関して同様の総合評価とした 2 事務所に対して、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、改善計画を含む改善の実施状況についての報告を受けた。これらの監査事務所には、以下のような問題が認められた先が含まれている。

⁴ 令和 6 事務年度に検査結果を通知した、令和 5 事務年度に実施した検査のことを指している。

- ・ 監査品質の改善に取り組む意識が不足しており、適切な監査品質を確保するための実効的かつ組織的な業務管理態勢等の構築に向けて、リーダーシップを発揮していない。
- ・ 各個別監査業務における監査品質の確保を各業務執行社員の能力及び責任に委ねており、法人全体における監査品質の維持・向上に向けて、自らリーダーシップを発揮していない。
- ・ 法人の品質管理を含む業務運営において、職業倫理や内部規程等を遵守する意識を十分に保持していないなど、監査品質を重視する風土の醸成や、実効的かつ組織的な業務管理態勢の構築に向けた意識が不足している。
- ・ 監査の品質の維持・向上に真摯に取り組む意識が不足しており、法人全体における監査の品質の適正な水準の確保に向けてリーダーシップを発揮していない。
- ・ 監査品質を適正な水準に保つため、内部規程等に則した厳格な業務管理を実施し、品質管理の基準を含む監査の基準を厳格に遵守する必要があることを理解していない。

(6) 検査

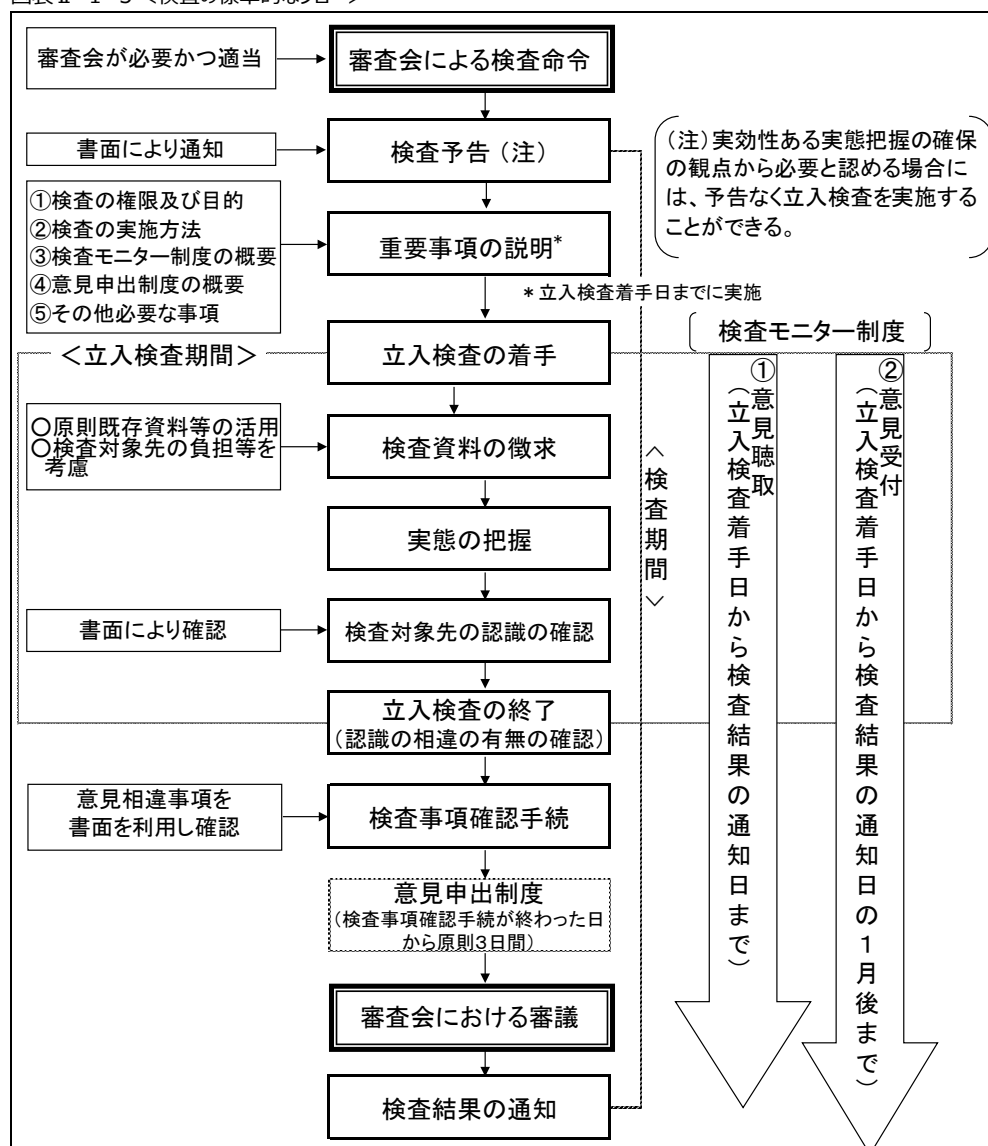
① 概要

審査会は、前述（４）及び（５）の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う（法第 49 条の 3 第 2 項）。また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う（法第 46 条の 12 第 1 項）。

審査会検査の基本事項、検査実施手続等、検査結果等の取扱い等については、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」（最終改正：令和 6 年 6 月）に定められている。

同基本指針に基づき、監査事務所に対する検査の標準的なフローは、以下のとおりである（図表Ⅱ-1-3）。

図表Ⅱ-1-3 <検査の標準的なフロー>



標準的なフローのうち主な項目の説明は、以下のとおりである。

ア 審査会による検査命令

審査会が、検査の実施を検査官に命令する。

イ 重要事項の説明

検査官は、立入検査着手日までに、監査事務所の責任者に対して、検査の権限と目的、検査の実施方法、検査モニター制度や意見申出制度の概要、その他必要な事項の説明を行う。

ウ 立入検査⁵

原則として検査官が監査事務所に赴き、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査する。検査対象となる個別監査業務は、監査事務所の規模、モニタリング基本計画の重点項目や被監査会社のリスクの程度等を考慮して選定される。

検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリング等を通じて行い、法令、監査の基準や監査事務所が定める品質管理に関する方針と手続などを踏まえて、業務の運営の状況を検証する。

また、検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者から確認を得る。

なお、審査会は、令和2事務年度以降、対面でのヒアリングによる従来の検査手法に加えて、監査事務所から借り受けたPCによる監査調書等の閲覧や、ウェブ会議システムによるヒアリングを実施するなど、リモートでの検査手法を併用している。審査会においては、引き続き双方の検査手法を活用した検査を実施していくこととする。

エ 検査事項確認手続

立入検査終了後、検査において認められた問題点等を取りまとめた上で、監査事務所に伝達し、これに対する監査事務所の認識を聴取することにより、審査会と監査事務所との間で意見相違となっている事項の有無などを確認する。

オ 意見申出制度

意見相違事項がある場合、監査事務所は、検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算して3日（祝休日を除く。）の間に、審査会事務局宛てに書面にて意見の申出を行うことができる。また、監査事務所から提出期間延長の要請があれば、審査会は、更に2日間を限度として提出期間を延長することを検討する。

意見の申出があった場合には、審査会事務局総務試験課長又は総務試験課長が指名する者（以下「総務試験課長等」という。）は、意見申出書の内容及び事実関係等を

⁵ 審査会が行う検査には、「通常検査」、検証項目を絞り、機動的かつ簡易に行う「機動的検査」、大手監査法人を対象とした「フォローアップ検査」がある。

確認の上、審理結果を作成し、審査会に付議する。

審査会で承認された審理結果は、総務試験課長等から監査事務所に伝達される。

カ 検査モニター制度

審査会検査の実態を把握し、適切かつ効率的な検査の実施に役立てるため、監査事務所から検査官の検査手法等に関する意見を受け付けている。

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、総務試験課長等は、必要に応じて検査官に指示するなどの措置をとる。

② 実施状況

ア 最近の実施状況

監査事務所の規模により検査の実施頻度は異なる。

大手監査法人については、原則 2 年に一度の頻度で検査（通常検査）を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度実施した検査での指摘事項の改善状況を検証）を実施する。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえ、検査により実施する場合がある。なお、平成 28 事務年度から令和 3 事務年度までは、通常検査を実施した次の事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査を実施していた。

準大手監査法人については、令和 7 事務年度からは検査の頻度を 2 年に一度の実施とする。令和 7 事務年度の検査計画については、「3. 審査会のモニタリングの視点及び目的等（2）令和 7 事務年度監査事務所等モニタリング検査基本計画」（59 ページ）を参照のこと。

中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

直近 5 年間の検査の実施状況は、以下のとおり（図表Ⅱ-1-4、Ⅱ-1-5）。

図表Ⅱ-1-4 <直近 5 年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	R 2 (注 1)	R 3 (注 1)	R 4	R 5	R 6
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	2	2	2
準大手監査法人	2	1	2	2	2
中小規模監査事務所	4	4	5	5	3
外国監査法人等(注 2)	0	0	1	0	0
合計	10 (2)	9 (2)	10	9	7

(注 1) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

(注 2) 外国監査法人等については、「2. 外国監査法人等関係」（56 ページ）を参照のこと。

(出典) 審査会検査結果より審査会作成

図表Ⅱ-1-5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
検査件数（件）	9	7	11
平均検査官数（人）	8.7	8.0	5.1
平均検査期間（日）	243.1	182.4	137.9
平均個別監査業務選定数（社）	6.1	5.0	2.9

（注１）令和２事務年度から令和６事務年度の５年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に勧告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

（注２）検査期間とは、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）から検査結果通知日までの間（暦日ベース）をいう。

（出典）審査会検査結果より審査会作成

イ 不備の状況

（ア）品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴

令和３事務年度以降の審査会検査でみられた不備の特徴は、以下のとおりである。

大手監査法人においては、品質管理の主体を本部の品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と事業部との連携は進んでいるものの、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっている（大手監査法人の組織については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 １．業務管理態勢 （１）監査法人の組織体制」（６６ページ）を参照のこと）。

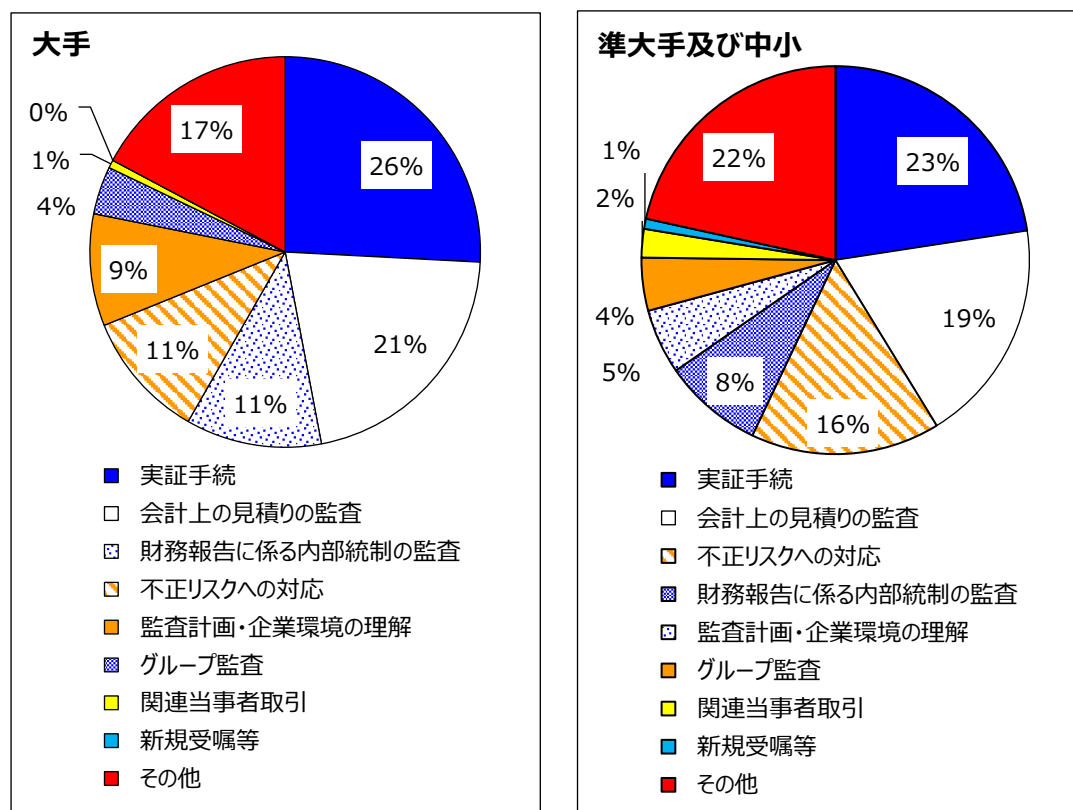
準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、品質管理を担う人員が限られていることや、最高経営責任者を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や品質管理部門との連携の必要性についての認識に不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所においては、最高経営責任者の品質管理に対する意識が不十分な状況がみられるほか、現行の監査の基準が求める品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同様の不備の発生を防止するために必要となる根本原因分析が十分に行われていない状況などがみられる。また、職業的専門家としての倫理感が欠けており、誠実性・信用保持を軽視する風土が形成・助長される状況（監査調書の組織的な改ざん）もみられた。

（イ）個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴

令和４事務年度から令和６事務年度の個別監査業務の検証を通じて把握した不備の内容は、監基報の体系に準じた項目で分類すると以下のとおりである（図表Ⅱ-1-6）。

図表Ⅱ-1-6 <令和3事務年度から令和5事務年度 不備の状況>



(注) 大手監査法人7法人(延べ数)、準大手監査法人5法人(延べ数)、中小規模監査事務所11事務所の指摘の分類による。

(出典) 審査会検査結果より審査会作成

監査事務所の規模にかかわらず、実証手続（分析の実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し取引種類、勘定残高及び注記事項に関して実施する監査手続）の不備が最も多く、会計上の見積りの監査に係る不備も多い。不正リスクへの対応に係る不備も引き続きみられるほか、財務報告に係る内部統制の監査の不備もみられる。審査会では、これらの不備の検証に焦点を当てて検査を実施している。

検査では、把握した不備の原因についても、検査対象先である監査事務所との対話を通じて分析、共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査において把握した不備の事例やその原因は、監査事務所検査結果事例集に詳述しているので、参照（概要は3. 審査会のモニタリングの視点及び目的等（5）①に記載）されたい。

(7) 検査結果の通知

① 検査結果通知書

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することにより行われる。

検査結果通知書の主な記載項目は、図表Ⅱ－１－７のとおりである⁶。

図表Ⅱ－１－７ <検査結果通知書の記載項目>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 特に留意すべき事項2. 検査の視点3. 品質管理の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況 |
|---|

② 「特に留意すべき事項」の記載

検査結果通知書の記載項目のうち、「特に留意すべき事項」については、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の３項目で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。

監査事務所の業務運営に関する総合評価は、検査結果通知書では図表Ⅱ－１－８のとおり、「特に留意すべき事項」の冒頭に記載される。

図表Ⅱ－１－８ <特に留意すべき事項の例>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 特に留意すべき事項
貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、……認められる。<ol style="list-style-type: none">(1) 業務管理態勢
……（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）(2) 品質管理態勢
……（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）(3) 個別監査業務
……（監査業務上の不備事項等を記載） |
|---|

総合評価は、監査事務所に対する審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として、平成 28 事務年度に着手した検査から記載しているものであり、検査結果を踏まえた双方向のコミュニケーションが更に充実する一助となることが期待される。

⁶ 機動的検査や大手監査法人等に対するフォローアップ検査の場合は総合評価を付していないため、記載項目が異なる。

③ 総合評価の区分

総合評価は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、次の５段階に区分し、それぞれの区分に応じて次の評価文言を付している。

「良好であると認められる（総合評価１）」

業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。

「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価２）」

改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。

「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価３）」

業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。

「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価４）」

業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。

「著しく不当なものと認められる（総合評価５）」

品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

なお、「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価４）」と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促している（詳細は「（５）報告徴収 ② 実施状況 Ⅰ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収」（45 ページ）を参照）。また、「著しく不当なものと認められる（総合評価５）」と評価した監査事務所については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置について勧告を行う。

④ 総合評価の分布状況

直近５年間の検査（令和２事務年度から令和６事務年度までの間に着手し終了した通常検査）における総合評価の分布状況は、以下のとおりである（図表Ⅱ-１-９）。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる（総合評価：１）」に該当する監査事務所はなく、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：２）」以下の区分に分布している。

中小規模監査事務所においては、大手監査法人や準大手監査法人と比べて総合評価

の低い監査事務所が多いが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定していることも一因と考えられる。

総合評価の低い中小規模監査事務所においては、最高経営責任者の品質管理に対する意識が十分でない状況がみられるほか、社員及び職員において、会計・監査をめぐる最近の環境変化の認識や現行の監査基準が求める水準の理解が不足している状況がみられている。

図表Ⅱ-1-9 <直近5年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	—	—
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	—	2	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	—	3	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	—	—	10

（注1）令和2事務年度から令和6事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所

（注2）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

（出典）審査会検査で把握した内容に基づき、審査会作成

⑤ 「特に留意すべき事項」の被監査会社の監査役等への伝達等

監査事務所は、全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」及び監査事務所の対応状況を伝達することが求められている⁷。これに加えて、検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況についても伝達することが求められている。

被監査会社の監査役等においては、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解し、監査事務所と充実したコミュニケーションを図ることが期待される。

⑥ 検査結果等の取扱いについて

被検査先である監査事務所は、検査結果通知書の内容を第三者へ開示⁸する場合には、審査会の事前承諾を得る必要があり、潜在的な被監査会社（会計監査人の選任を検討している会社等）等からの要請に基づき、監査事務所から審査会に対して検査結果等の開示の事前承諾を求める例が多くみられている。

⁷ 監基報において、監査事務所は、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に対して書面で伝達しなければならない旨が定められている（監基報260第16項、A31-2項）。

⁸ 検査結果等の第三者への開示の詳細については、審査会ウェブサイトに掲載している（令和6年6月改正）。

ただし、上記⑤の被監査会社の監査役等に検査結果を伝達する場合及び協会の品質管理委員会運営細則に定める検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合等には、事前承諾を要しないこととしている。

これは、被監査会社の監査役等が検査結果を活用し、監査事務所とのコミュニケーションが促進されることや、協会の品質管理レビューの実効性に資することなどを考慮しているものである。

被監査会社の監査役等だけでなく、潜在的な被監査会社においても、会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認する観点から、審査会の検査結果等を活用することが期待される。

（８）勧告

審査会は、検査を実施した結果、必要があると認めるときは、法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう、金融庁長官に勧告することとしている。令和 6 事務年度においては、運営が著しく不当なものと認められた監査法人 2 先及び公認会計士 2 名に対し、金融庁長官に勧告した。

なお、勧告の詳細については、下記の審査会ウェブサイト（トップページ＞品質管理レビューの審査・検査＞勧告）を参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kankoku/index.html>

2. 外国監査法人等関係

(1) 外国監査法人等の制度

上場国内会社等が金商法の規定により提出する財務諸表には、原則として、我が国の公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないが、外国会社等の場合、金商法の規定により提出する財務諸表は、当該外国会社等の属する国の公認会計士等による監査証明を受けることが一般的である。このため、外国会社等に対しては、我が国の公認会計士等に相当する者により、金商法の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合、例外として、金商法上の監査証明を受ける必要をなくし、監査証明を二重に受けることがないよう手当されている。

このような手当の一方、我が国の資本市場の健全性を確保するために、平成19年の法改正において、金商法による開示対象となる外国会社等の財務諸表の監査を行う外国の公認会計士等に対して、金融庁長官への届出を求めている。

上記の届出を行った者を外国監査法人等とし（法第1条の3第7項、第34条の35第1項）、金融庁及び審査会の検査・監督の対象としている。

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」⁹（平成21年9月公表）に基づき、原則として3年に一度、外国監査法人等に対する報告徴収を実施しており、直近では令和3事務年度に14か国・地域、35の外国監査法人等に対して報告徴収を行った。また、当該報告徴収により提供された情報の分析結果を踏まえ、外国監査法人等に対する検査（1法人）を令和4事務年度に実施した。

(2) 外国監査法人等の状況

外国監査法人等の届出状況をみると、その所在地は、欧州が最も多く、次いでアジア・大洋州となっている（図表Ⅱ-2-1）。

国・地域別では、フランス、ケイマン諸島（各8法人）、米国、香港（7法人）の順で多い。なお、外国監査法人等の届出状況については、金融庁ウェブサイトにおいて「外国監査法人等届出一覧」として随時更新・公表されている。

⁹ 外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等を定めたもの（平成21年9月公表）。

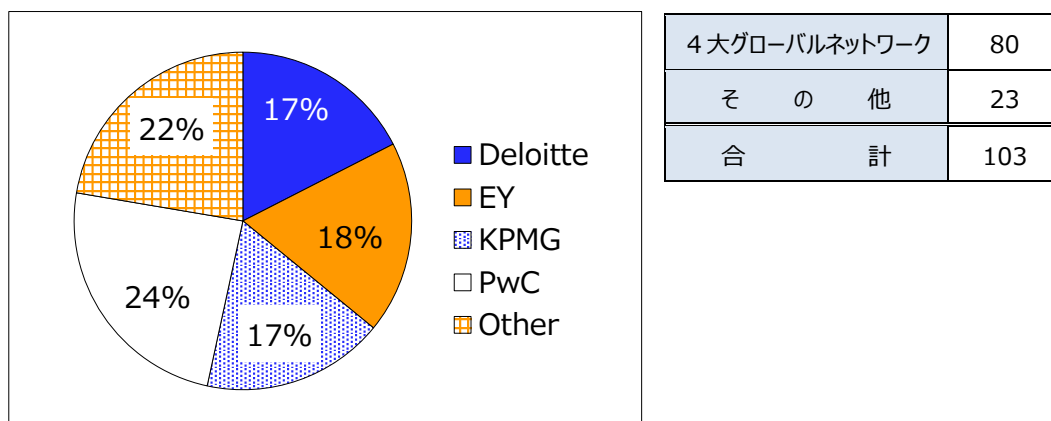
図表Ⅱ-2-1 <外国監査法人等の状況（令和7年3月末）>

	国・地域数	外国監査法人等数
欧州	16	60
アジア・大洋州	10	30
北米	2	10
中南米	1	1
中東	1	2
合計	30	103

（出典）金融庁ウェブサイトより審査会作成

外国監査法人等のうち、4大グローバルネットワークに加盟している外国監査法人等が約8割を占めている（図表Ⅱ-2-2）。

図表Ⅱ-2-2 <グローバルネットワークの加盟状況（令和7年3月末）（右表の単位：法人）>



（注）金融庁に届出のある外国監査法人のうち、監査法人名に4大グローバルネットワーク名が含まれている先を集計

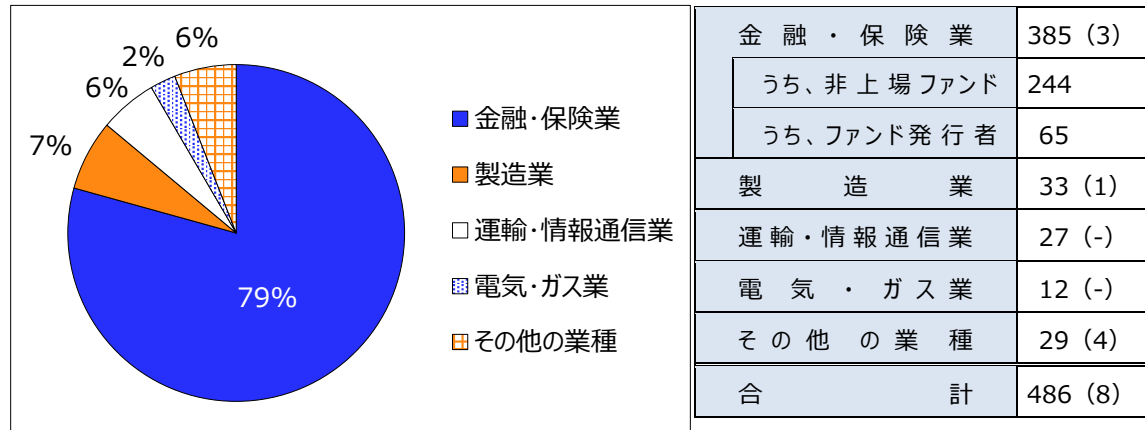
（出典）金融庁ウェブサイトより審査会作成

（3）被監査会社の状況

金商法の開示規制の対象となる外国会社等の有価証券は、我が国において、募集若しくは売出しが行われている、又は、取引所に上場している、外国会社が発行する株券のほか、外国会社の発行する社債券や、外国投資信託受益証券及び外国投資証券が含まれている。現在開示されている外国会社等のうち、その多くが非上場ファンド（外国投資信託受益証券及び外国投資証券）である。

外国会社等の業種は、「金融・保険業」が81%を占めており、「金融・保険業」の約75%が非上場ファンドである（図表Ⅱ-2-3）。

図表Ⅱ-2-3 <外国監査法人等の被監査会社の業種（令和6年3月末）（右表の単位：社）>



（注）括弧内の数字は、我が国の取引所に上場している会社数（ファンドを含む。）

（出典）金融庁ウェブサイトより審査会作成

3. 審査会のモニタリングの視点及び目的等

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

このような審査会の取組に当たっては、各期（3 年間）に策定する「監査事務所等モニタリング基本方針」及び同基本方針を踏まえて毎事務年度に策定する「監査事務所等モニタリング基本計画」により、モニタリングにおける目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を明らかにしている。

（1）監査事務所等モニタリング基本方針

審査会第 8 期（令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月）の「監査事務所等モニタリング基本方針」（令和 7 年 5 月 28 日公表）の全文は審査会のウェブサイトに掲載しているが、以下では、本基本方針の主なポイントを示す。

[本基本方針の主なポイント]

第 8 期審査会は、上場会社等監査人登録制度の導入、サステナビリティ情報の開示・保証に関する議論の進展など、監査事務所をめぐる環境が急速に変化中、当該環境変化を踏まえた効果的・効率的なモニタリングの実施を通じて、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促すとともに、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保に努める。特に、モニタリングの実施においては、以下の点を重視する。

- 品質管理システムの円滑な導入に向けた監査事務所における準備・対応状況の確認・検証

「監査に関する品質管理基準」が改訂され、監査事務所においては、

- ① 品質目標を設定し、
- ② 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④ 不備があれば根本原因に基づき改善する

という、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入が求められることになる（※）。

第8期のモニタリングでは、当該システムの導入後における整備・運用状況を重視する。

（※）改訂品質管理基準は、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間）に係る財務諸表の監査から実施

● 上場会社の監査を行う監査事務所に対する監査品質の確保・向上

上場会社の監査においては、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への交代が令和4年6月期をピークに減少する傾向にあるが、準大手監査法人・中小規模監査事務所への異動傾向は続いており、上場会社監査の担い手の裾野は引き続き拡大している。

このため、第8期においては、引き続き監査の品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努める。

（2）令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

令和7事務年度（令和7年7月～令和8年6月）の「監査事務所等モニタリング基本計画」（令和7年7月18日公表）全文は審査会のウェブサイトに掲載しているが、以下ではモニタリングの重点事項等を中心に示す。

[モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）]

① 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会においては、協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていくとともに、品質管理レビューの実施状況についても確認していく。また、品質管理レビューの実効性の検証結果について、適時の情報共有を行うなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。さらに、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化等についても引き続き議論していく。

② 報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。

中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果や上場被監査会社に係る監査上のリスク等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得ら

れるよう、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

報告徴収の実施に当たっては、業務管理態勢（監査法人のガバナンス・コードを採用している監査法人については、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて整備された態勢）の実効性（トップの経営方針、収益・財務構造及び経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機能の把握を含む。）、デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）、改訂品管基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況、四半期報告書制度廃止に伴う実務上の取組・課題への対応の状況、有価証券報告書を定時株主総会前に開示している被監査会社に対する監査の実務上の取組・課題への対応状況等を重点項目とする。

③ 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との間で引き続き定期的な対話を行い、各監査法人における最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界が抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。また、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との対話を引き続き実施する。

[検査基本計画]

検査については、以下のとおり、実施する。

① 実施頻度

大手監査法人については、原則２年に一度の頻度で検査を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度に実施した検査での指摘事項の改善状況の検証）を実施する。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度に実施した検査の結果等を踏まえ、検査により実施することがある。

準大手監査法人については、原則、２年に一度の頻度で検査を実施する。

中小規模監査事務所については、協会が実施する品質管理レビューの結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとし、上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。

上記のほか、被監査会社に会計上の重要な問題が判明するなど、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

② 業務管理態勢の重点項目

以下の点に着眼して検証する。

- ・ 業務管理態勢の実効性
- ・ 監査の品質の確保・向上に向けた、監査事務所の経営層のコミットメント 等

③ 品質管理態勢の重点項目

以下の点に着眼して検証する。なお、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度等を踏まえて、効果的・効率的な検査を実施する。

- ・ 品質管理態勢の実効性
- ・ 改訂品管基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況
- ・ 品質管理に関する施策（品質管理レビューや審査会検査における指摘等に対する改善措置を含む。）の監査現場における浸透・定着状況
- ・ 監査資源の確保、育成及び配分の状況（監査資源に対するモニタリング等の実施状況を含む。）
- ・ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ・ 法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組 等

④ 個別監査業務の重点項目

以下の点に着眼して検証する。

- ・ 不正リスクに係る監査の実施状況
- ・ 収益認識に係る監査の実施状況
- ・ 会計上の見積りに係る監査の実施状況
- ・ グループ監査の実施状況 等

⑤ 外国監査法人等に対する検査

外国監査法人等に対する検査先の選定に当たっては、令和 6 事務年度に実施した報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮する。また、検査の実施に当たっては、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」¹⁰に基づき適切に対応する。

（３）モニタリングの強化

① 検査等以外のモニタリング

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、大手監査法人、準大手監査法人のトップを含む経営層との対話を実施し、各監査法人における最新の品質管理システム等に関する情報収集を行っている。収集した情報については、業界動向の把握や検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、有効に活用している。なお、令和 4 事務年度からは、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との対話を実施している。

¹⁰ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（最終改正：令和 6 年 6 月）。

② モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材の育成や情報収集・分析の強化など、モニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。令和 6 事務年度においても、引き続き国際会議等への職員の積極的な参加などを通じた人材育成を促進したほか、モニタリングに必要な専門知識等の習得を目的とした研修を実施した。

（４）関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局のほか、協会及び取引所、その他の関係機関との意見交換等を実施している。

① 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、監査対象企業の開示等について監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について、金融庁関係部局及び証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、得られた情報をモニタリングに活用する。また、監査事務所の検査結果について金融庁関係部局と情報共有を行う。

② 協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの実効性を検証し、そこで把握した問題等を協会と共有するなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度以降、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会を開催し、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続して行っており、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するよう、更に議論を進めているところである。

令和 6 事務年度においては、品質管理レビューの実効性向上策や中小規模監査事務所における監査品質の向上等について引き続き議論を行った。

上記以外にも、審査会主催の品質管理レビューアー向け研修の実施、審査会幹部と協会幹部との意見交換を通じたトップレベルでの問題意識の共有等を行っている。

③ その他の関係機関との連携

審査会は、効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、監査人と被監査会社とのコミュニケーションの状況や監査人の異動状況等について、取引所と意見交換を実施して問題意識を共有するほか、把握した情報をモニタリングに活用している。

また、審査会は、近時、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきていることが

ら、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況について、日本監査役協会との意見交換を定期的に実施している。

（５）モニタリングに係る情報発信

審査会では、監査事務所に対するモニタリングの成果を広く一般に情報提供し、監査への関心や意識を高めていくことが重要であるという観点から、本レポート、監査事務所検査結果事例集、モニタリング基本計画等（以下「各種モニタリング情報」という。）を作成・公表するなど積極的な情報発信に努めている。

① 監査事務所検査結果事例集の作成・公表

審査会は、審査会としての監査の品質の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的として、監査事務所に対する検査における指摘事例を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年改訂・公表している（令和７事務年度版事例集は、令和７年７月７日に公表）。

② 各種モニタリング情報の発信

審査会では、各種モニタリング情報について、各界関係者への説明会の実施や関係雑誌への寄稿などにより、積極的な情報発信に努めている。その中でも、監査事務所検査結果事例集については、協会が実施する研修会等において、審査会会長及び検査官による説明等を行っている。なお、令和６事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、協会本部及び全国７つの協会地域会において講演を行ったほか、日本内部監査協会等の関係機関においても講演を行っている。